

令和8年度世界遺産登録10周年記念オリジナルロゴマーク等制作業務委託仕様書

1 事業名

令和8年度世界遺産登録10周年記念オリジナルロゴマーク等制作業務

2 事業目的

世界遺産『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の登録10周年を記念し、その象徴となるオリジナルロゴマーク等を制作する。このことによって、本遺産群の認知度向上のほか、情報発信能力、ブランド力の強化等を図るとともに、本遺産群の魅力やイメージを国内外に広く発信する。なお、10周年記念事業終了後、本事業で作成したオリジナルロゴマークは、本遺産群のロゴマークとして使用する予定である。

3 委託期間

契約締結日より令和8年12月25日（金）まで

4 ロゴマーク等の主な使用用途

- (1) 10周年記念WEBサイト、SNS等での広報活動
- (2) 各種広報媒体（ポスター、チラシなど）
- (3) 事務用品（名刺、封筒など）
- (4) 各種ノベルティグッズなど
- (5) その他、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群のPRにつながるもの。

5 業務内容（ロゴマークデザイン開発業務）

- (1) ロゴマークデザインの制作

【前提条件】

- ・本遺産群の価値である「価値観の交流」（日本の国家基盤形成に必要不可欠であった対外交流の実態を物語る）と「文化的伝統」（1600年前にはじまった信仰が現在まで継続している）や、世界遺産登録10周年のテーマ（「1600年の想いととも。次の航海へ。」）が表現されたデザインであること。
- ・10周年記念事業終了後、本遺産群のロゴマークとして使用することを想定したデザインとすること。
- ・一貫したデザインシステムに基づき、掲載する媒体や条件に応じて、形状や色彩が展開できるデザインとすること。
- ・最終デザインは、一般投票の結果や「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会の意見などを参考に福岡県と協議の上、決定するものとする。
- ・企画提案公募の参加により知り得た情報は、応募に係る検討（または当該委託事業の業務実施）以外の目的で使用してはならず、また、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。
- ・AI（人工知能）によって生成されたデザインは、著作権侵害等、著作権の問題を生じる可能性

があるため、AI生成画像の応募は禁止とする。

- ・提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計などを使用した結果生じる責任は、提案者が負うものとする。
 - ・素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利について交渉・処理は、原則受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。
 - ・採用されたロゴマーク（以下、「採用作品」という。）に関する所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利は、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会に帰属するものとする。
- また、受託者は採用作品に関する同一性保持権（著作権法第20条）及び著作者人格権その他一切の権利を行使しないものとする。

【ロゴタイプに求める条件】

- ・世界遺産の名称をデザインしたロゴタイプを、日本語・英語・韓国語・繁体字・簡体字の5言語で制作すること。
- ・モノトーン（又は黒色）及びカラーで制作すること。
- ・ユニバーサルデザインに配慮すること。
- ・ユネスコ世界遺産リンク・ロゴマークとしての利用を想定すること。

【シンボルマークに求める条件】

- ・文字を使用しない図像のみのシンボルマークを制作すること。
- ・モノトーン（又は黒色）及びカラーで制作すること。
- ・ユニバーサルデザインに配慮すること。
- ・ウェブサイト、印刷物等での活用を念頭に、グッズ等への応用を考慮したデザインとすること。
- ・単体でも使用可能なものとする。

【ロゴマークに求める条件】

- ・上記で制作したロゴタイプ及びシンボルマークの組合せパターンを1種類制作すること。
- ・シンボルマークとロゴタイプの調和を図ること。
- ・ユネスコ世界遺産リンク・ロゴマークと併用しての利用を想定すること。

(2) ガイドラインの作成

ロゴマークの使用及び運用にあたってのガイドラインを作成すること。作成にあたっては、以下の基本項目について記載するほか、本業務の過程において発注者と協議の上必要とされた事項について記載すること。

- ・コンセプト及びモチーフの解説
- ・基本形の提示
- ・バリエーションの提示（組合せ・配置・展開例）
- ・色の指定（フルカラー・モノクロ（濃淡有無）・単色）
- ・使用可能なバリエーションの規定
- ・スケーリング規定（最小サイズ等）
- ・アイソレーション規定（不可侵領域）

- ・視認性確保の規定（画像・写真上での展開など）
- ・使用禁止例の提示、展開時の禁止事項の設定

（3）ロゴマークを活用したデザイン案の作成

【PR ポスターのデザイン】

世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群登録 10 周年を内外に PR するため、本業務で作成したロゴマークを活用し、駅やガイダンス施設などに掲示する PR ポスターのデザインを作成すること。なお、ポスターデザインは 1 種類作成すること。印刷に係る費用については、本予算に含めない。

（4）その他

【各種ノベルティグッズの提案】

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群登録 10 周年を PR するため、イベント用スタッフユニフォームや缶バッジ、クリアファイルなど、ロゴマークデザインを使用したノベルティグッズのデザインを提案すること。なお、ノベルティグッズの作成に係る費用については、本業務の予算に含めないものとし、企画提案時に概算見積書にて別途提示すること。

6 成果品

（1）成果品の納品

制作したロゴマーク等の成果物を以下により提出すること。

- ① 出力紙 各 3 部
- ② 電子媒体（CD-R 等） 3 部

データ形式は AI 形式、PDF 形式、画像形式（Jpeg 又は PNG）とする。

（2）期限と納品場所

期限：令和 8 年 1 2 月 2 5 日（金）

場所：福岡県市町村・地域振興部文化局九博・世界遺産・文化施設課

7 その他委託に関する事項

- （1）本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書及び実施工程表を作成し、発注者へ提出すること。
- （2）本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、発注者と受託者が協議の上、定めることとする。なお明示のない事項であっても社会通念上当然必要と考えられるものについては本業務に含まれるものとする。
- （3）本業務で得られた成果品の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、履行確認の時をもって、発注者に帰属する。また、受託者は成果品につき、著作者人格権を行使しない。
- （4）受託者は、業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用したりしてはならない。
- （5）受託者は信義を守り、誠実に業務を履行すること。

8 連絡先

福岡県市町村・地域振興部文化局九博・世界遺産・文化施設課

TEL : 092-643-3162 FAX : 092-643-3163 E-mail : sekaiisan@pref.fukuoka.lg.jp